

市営住宅駐車場における月極駐車場及び時間貸駐車場
運営事業者募集案内書

令和3年2月24日

札幌市都市局市街地整備部住宅課

TEL 011-211-2806

FAX 011-218-5144

お申込みの前に必ずこの案内書をお読みください。

目次

	ページ
1 趣旨	2
2 募集の概要	2
3 応募資格要件	2
4 応募申込手続	3
5 使用予定者の選定	4
6 使用許可申請の手続き	4
7 使用予定者の決定の取消し	5
8 その他	5
9 使用許可における仕様	5
10 【参考】行政財産の目的外使用とは	8
11 問い合わせ先	8
物件案内図：位置図	9
物件案内図：詳細図	10

1 趣旨

札幌市都市局市街地整備部住宅課では、所管する市営住宅に付属する駐車場の空き区画について、月極駐車場及び時間貸駐車場（以下「月極駐車場等」という。）用地として有効に活用し、周辺地域の利便性の向上を図ることを目的に、月極駐車場等の運営事業者を募集します。

2 募集の概要

本件は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行うものです。

(1) 募集対象物件

物件名称	所在地	使用許可面積	最低使用料 (年額)
市営住宅幌北団地 3 棟駐車場	札幌市北区北 25 条西 2 丁目 22 番 55 の内	552.6 m ²	1,506,300 円

※詳細については、物件案内図（9・10 ページ）のとおりです。

(2) 募集手続きのスケジュール

手 順	日 程
募集案内書配布	令和 3 年 2 月 24 日（水）～令和 3 年 3 月 5 日（金）
質疑書受付	令和 3 年 2 月 24 日（水）～令和 3 年 3 月 1 日（月）
質疑書回答	令和 3 年 3 月 3 日（水）
応募申込受付	令和 3 年 3 月 3 日（水）～令和 3 年 3 月 9 日（火）
使用予定者の決定	令和 3 年 3 月 11 日（木）又は令和 3 年 3 月 12 日（金）
使用許可開始日	令和 3 年 4 月 1 日（木）

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 令和元年度及び令和 2 年度において、月極駐車場等の運営実績を有していること。
- (2) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (5) 上記(4)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体に属する者でないこと。
- (6) 札幌市税の未納がないこと。

4 応募申込手続

この募集に参加を希望される場合は、本募集案内書を熟読し、使用許可の条件、現地の状況等をご自身で確認のうえ、お申込みください。

(1) 質疑書の提出及び回答

募集に関する質疑がある場合は、次のとおり提出してください。なお、質疑書以外の質問には回答しませんのでご注意ください。

ア 質疑書の受付期間

令和3年2月24日（水）8時45分から令和3年3月1日（月）17時15分まで

イ 提出方法

電子メールにより別紙「質疑書」（様式1）にて提出してください（持ち込み、郵送、電話、及びFAXによる受付は行いません。）。

ウ 提出先

札幌市都市局市街地整備部住宅課管理係

担当：上村

E-mail：jutakukanri@city.sapporo.jp

エ 回答方法

質疑の回答は、本市ホームページに令和3年3月3日（水）中に掲載します。

(2) 応募申込の受付期間

令和3年3月3日（水）から令和3年3月9日（火）までの8時45分から17時15分まで（12時15分から13時00分を除く。）。

(3) 応募申込に必要な書類（各1部）

ア 応募申込書（様式2）

イ 価格提案書（様式3）

ウ 役員名簿（様式4）

エ 会社・法人の登記事項証明書

オ 代表者印の印鑑証明書

カ 札幌市税の納税証明書（指名願用）

キ 令和元年度及び令和2年度の月極駐車場等の運営実績を証する書類

(4) 応募申込の方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接提出してください（郵送、電話、FAX、及びメールによる受付は行いません。）。

(5) 応募申込の受付場所

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所7階

都市局市街地整備部住宅課管理係 担当：上村

(6) 留意点

応募申込に必要な「登記事項証明書」、「印鑑証明書」及び「納税証明書」は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出してください。なお、提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

5 使用予定者の選定

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を使用予定者の選定対象とします。

(2) 使用予定者の決定

使用予定者の決定は、令和3年3月12日（金）の予定です。

選定方法については、上記5(1)の審査において使用予定者の選定対象となった者のうち、募集対象物件に対して本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ提案価格について最高の金額にて応募申込を行った者を選定し、使用予定者とします。

また、提案価格について最高の金額での応募が複数あるときは、下記の日時にて当該応募者又は当該応募者より委任を受けた者（委任状が必要になります。）の立会いのもと、くじ引きにより決定します。

なお、使用予定者の決定後に下記7の事項が生じたときは、提案価格の高い方から順に使用予定者とします。

ア くじ引きによる選定日時

令和3年3月12日（金） 10時00分

イ 選定場所

札幌市役所7階 都市局市街地整備部住宅課（予定）

※くじ引きによる選定を欠席した場合は、辞退とみなします。

(3) 使用予定者への通知

使用予定者の決定後、速やかに本市ホームページに決定金額及び使用予定者を掲載します。
応募者に個別の通知は行いません。

(4) 無効要件

応募申込のうち、次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 本市が設定する最低使用料を下回る価格によるもの

イ 応募者の記名押印がないもの

ウ 本市が指定する様式を用いないで価格提案したもの

エ 応募者が複数の価格提案をしたときは、その全部のもの

オ 提案価格、応募者の名称等必要事項が識別し難いもの

カ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの

キ 上記3に規定する資格を有しない者がしたもの

6 使用許可申請の手続き

使用許可の申請手続きについては、使用予定者決定後に本市より使用許可申請に必要な書類等を送付いたしますので、本市と調整のうえ、指定する期日までに申請していただきます。

7 使用予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用予定者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可の手續きに応じなかったとき。
- (2) 使用予定者が応募者の資格を失ったとき。
- (3) 使用予定者が応募条件に抵触したとき。
- (4) その他使用予定者が使用許可の相手方として不相当と認められたとき。

8 その他

- (1) 事情により募集を変更し、又はやむを得ない事情により募集を取りやめる場合があります。
- (2) 募集に参加するために提出された書類等に記載された情報は、この募集事務にのみ使用します。
- (3) 募集の手續きに関する一切の経費については、応募者の負担とします。

9 使用許可における仕様

以下において、許可者を札幌市、使用者を月極駐車場等の運営事業者とする。

(1) 使用許可物件

物件名称	所在地	使用許可面積	最低使用料 (年額)
市営住宅幌北団地 3棟駐車場	札幌市北区北25条西2丁目 22番55の内	552.6 m ²	1,506,300 円

※詳細については、物件案内図（9・10ページ）のとおりです。

(2) 使用目的

月極駐車場及び時間貸駐車場の用として使用するものとし、この用途以外の目的に使用してはならない。ただし、カーシェアリングの設置は可能とする。

(3) 使用許可期間及び期間更新の方法

使用許可期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、使用許可期間満了の日の翌日から2年を限度に1年単位で更新することができる。この場合、使用者は、使用許可期間満了の日の60日前までに、使用許可申請書を許可者に提出すること。

(4) 使用料

ア 提案価格とする（更新時についても同額とする。）。なお、消費税相当額の加算はない。

イ 使用料は、4 期に分割して納入することとし、本市が発行する納入通知書により指定された期日までに納入すること。

区 分	期 間	納入期日
1 期分	4 月 ～ 6 月分	5 月末日
2 期分	7 月 ～ 9 月分	8 月末日
3 期分	10 月 ～ 12 月分	11 月末日
4 期分	1 月 ～ 3 月分	2 月末日

※納入期日が休日の場合は、その翌営業日とする。

(5) 延滞金

使用者は、指定された納入期日までに使用料を支払わないときは、札幌市債権管理条例（平成 24 年条例第 3 号）第 8 条の規定に基づき算定した延滞金を許可者に支払うこと。

(6) 使用上の制限

使用者は、使用許可物件及び使用許可の権利を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(7) 使用許可の取消し等

使用許可の期間中であっても、次に掲げるときには、使用許可を取り消し、又は変更することができる。この場合において、使用者は、使用許可の取消し又は変更により受けた損失の補填について、これを請求することができない。

ア 使用者が使用許可条件に違反したとき。

イ 本市の財産管理上支障が生じたとき。

ウ 使用料を滞納したとき。

エ 使用者が次のいずれかに該当するとき。

① 役員等（役員又は支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

② 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 使用料の不還付

使用許可後において、上記9(7)に定める事項に該当するとして使用許可を取り消した場合、既に納付された使用料は還付しない。

(9) 原状回復及び損害賠償に関する事項

ア 使用者は、使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、自己の負担において、許可者の指定する期日までに使用許可物件を原状回復のうえ、返還すること。

ただし、許可者が特に認めたものについては、この限りでない。

イ 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、許可者は使用者の負担において、これを行うことができる。この場合、使用者は何らの異議を申し立てることができない。

ウ 使用者は、使用許可物件に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。

(10) 月極駐車場等の運営条件

ア 使用者は、原則使用許可後1か月以内に運営を開始すること。

イ 月極駐車場等は、使用許可した区域とそれ以外の区域が明確に判別できるようにして運営すること。

ウ 使用許可物件に建物を建設してはならない。

エ 使用許可物件に月極駐車場等の運営に必要な案内看板及び精算機等の工作物を設置するときは、許可者と協議し、承認を得ること。

オ 使用者は、使用許可物件内において、工事（芝生の撤去、アスファルト舗装、ライン引き等）を行うときは、工事内容、期間等について許可者と協議し、承認を得ること。

カ 月極駐車場等の利用料金の設定については、周辺の料金体制を勘案し、営業開始日までに許可者の承認を得ること。また、利用料金を変更する場合も同様とする。

キ 使用者は、緊急連絡体制を整え、許可者に届け出ること。

ク 月極駐車場等の運営に係る経費については、使用者の負担とする。

(11) 維持管理責任

ア 使用者は、敷地管理、設置機器管理、金銭管理その他月極駐車場等の運営に必要な物件管理を適切に行うこと。

イ 使用許可物件敷地の清掃、除雪及び植栽のせん定を適宜行い、使用許可物件周辺の美化に努め、使用許可物件周辺の住環境が平穩に保たれるよう物件管理上適切な対策を講じるとともに、許可者の指示に従うこと。

ウ 関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要なときは、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 月極駐車場等の運営内容を当初運営時から変更するときは、許可者に報告すること。

オ 使用者が月極駐車場等の運営にあたって、電気を使用するときは、使用者が直接電気事業者と契約し、電源を確保すること。また、電気使用料については、使用者の負担とする。

カ 月極駐車場等の利用者や周辺住民からの問合せ、苦情等については、使用者の責任において速やかに対応すること。また、許可者からの対応要望があったときも同様とする。

キ 使用者は、使用許可物件内において、事故・故障等が発生したときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。なお、事故については、使用者は直ちに許可者に報告すること。

ク 使用者は、月極駐車場等が毀損又は汚損したときは、速やかに復旧するものとし、復旧に係る経費は使用者の負担とする。

ケ 使用者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適正な管理に努め、必要な措置を講じること。

(12) その他

ア 使用者は、月極駐車場等の運営を始める前に、配置図、設置機器の仕様及び月極駐車場等の運営方法並びに設置する屋外広告物の内容、規格及び設置工法がわかるものを許可者に提出すること。

イ 使用者は、許可者からの要望があったときは、必要となる資料等の提供について協力すること。

ウ ここに定める事柄のほかに協議すべき事項が生じたときは、その都度許可者と使用者で協議のうえ定めるものとする。

10 【参考】行政財産の目的外使用とは

市営住宅駐車場は、札幌市の行政財産です。行政財産とは、地方自治法第 238 条第 4 項により「地方公共団体において公用又は公共用に供し又は供することと決定した財産」とされており、本物件の場合、市営住宅入居者用の駐車場として使用することが本来の目的です。

行政財産は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項において、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定されており、行政財産の目的外使用とは、本来の用途又は目的の使用に支障がない範囲で、例外的にその使用を認める行政上の許可処分です。なお、当該許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法の規定は適用されません。

11 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市都市局市街地整備部住宅課管理係

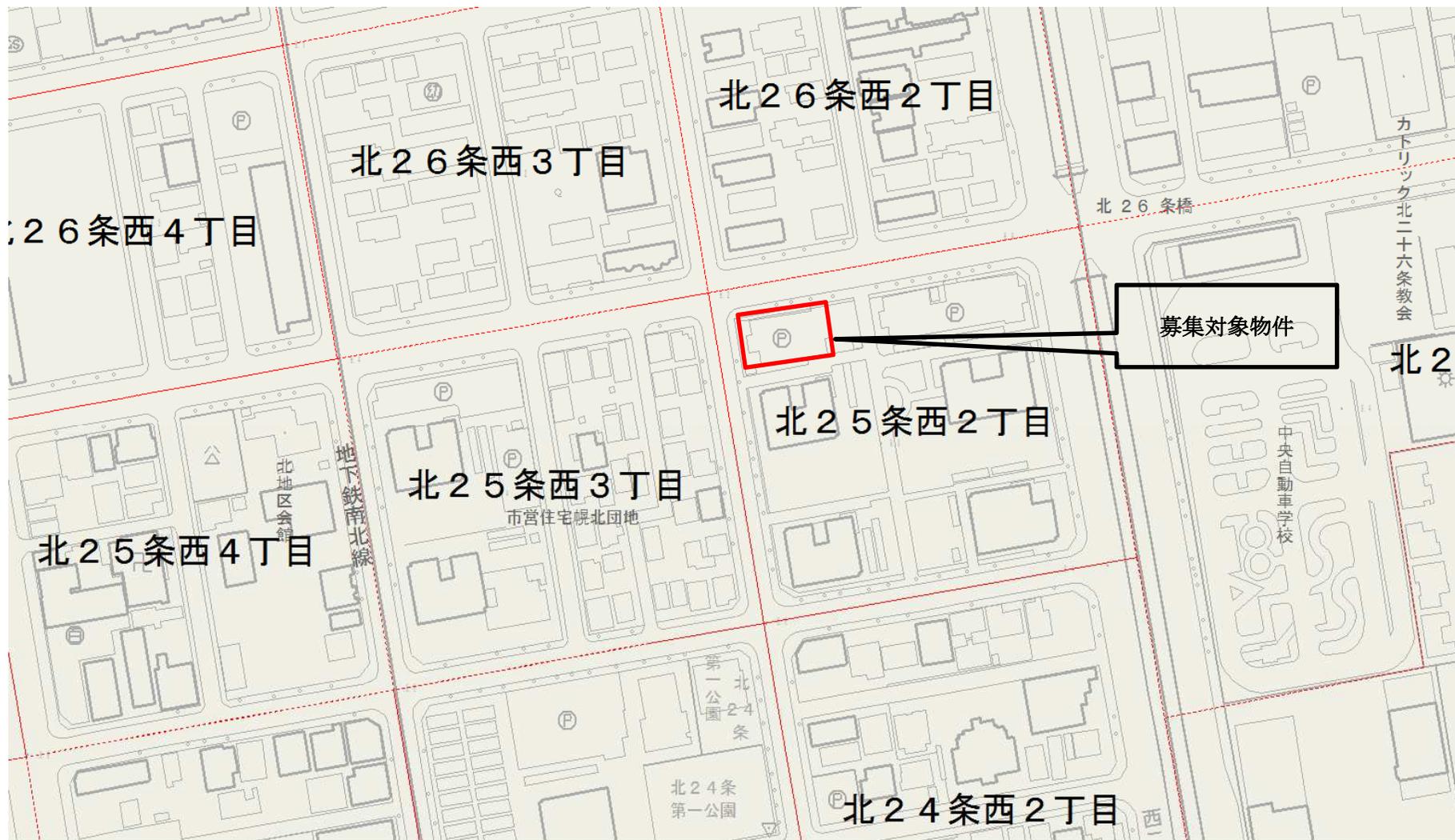
担当：上村

TEL：011-211-2806

FAX：011-218-5144

E - MAIL：jutakukanri@city.sapporo.jp

物件案内図：位置図



物件案内図：詳細図

